

第 18 回総合科学技術会議議事録（案）

1. 日 時 平成 14 年 5 月 29 日（水） 17 時 00 分～18 時 00 分

2. 場 所 総理官邸 4 階大会議室

3. 出席者

| | | | |
|----|----|-----|------------|
| 議長 | 小泉 | 純一郎 | 内閣総理大臣 |
| 議員 | 福田 | 康夫 | 内閣官房長官 |
| 同 | 尾身 | 幸次 | 科学技術政策担当大臣 |
| 同 | 片山 | 虎之助 | 総務大臣 |
| 同 | 塩川 | 正十郎 | 財務大臣 |
| 同 | 遠山 | 敦子 | 文部科学大臣 |
| 同 | 平沼 | 赳夫 | 経済産業大臣 |
| 同 | 吉川 | 弘之 | 日本学術会議会長 |
| 同 | 石井 | 紫郎 | |
| 同 | 井村 | 裕夫 | |
| 同 | 黒田 | 玲子 | |
| 同 | 桑原 | 洋 | |
| 同 | 白川 | 英樹 | |
| 同 | 松本 | 和子 | |
| 同 | 吉野 | 浩行 | |

（臨時）

| | | | |
|----|----|----|--------------------------|
| 議員 | 川口 | 順子 | 外務大臣(代理 植竹 繁雄 外務副大臣) |
| 同 | 坂口 | 力 | 厚生労働大臣(代理 宮路 和明 厚生労働副大臣) |
| 同 | 武部 | 勤 | 農林水産大臣 |
| 同 | 大木 | 浩 | 環境大臣 |
| 同 | 中谷 | 元 | 防衛庁長官 |

同 竹中 平蔵 経済財政政策担当大臣
同 村井 仁 防災担当大臣

4. 議事

- (1) 国際熱核融合実験炉 (ITER) 計画について
- (2) 今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について
- (3) 科学技術システム改革について
 - ・ 知的財産戦略について
 - ・ 産学官連携の推進について
 - ・ 競争的資金制度改革について
- (4) 平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針について
- (5) 「平成13年度科学技術の振興に関する年次報告」について
- (6) その他

(配付資料)

- 資料1 - 1 国際熱核融合実験炉 (ITER) 計画について (案)
- 資料1 - 2 (参考) ITER計画を巡る海外状況
- 資料2 今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本 (骨子案)
- 資料3 - 1 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会 中間まとめ (骨子案)
- 資料3 - 2 産学官連携プロジェクトまとめ (検討中の案の骨子)
- 資料3 - 3 競争的資金制度改革プロジェクトにおける検討状況
- 資料3 - 4 (参考) 平成13年度に総合科学技術会議が指針を定める等により関係府省に実施を求めた施策の対応状況
- 資料4 - 1 平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針 (案) の概要
- 資料4 - 2 平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針 (案)
- 資料5 - 1 平成13年度科学技術の振興に関する年次報告 (案) について
- 資料5 - 2 平成13年度科学技術の振興に関する年次報告 (案)
- 資料6 第17回総合科学技術会議議事録 (案)

5．議事概要

【尾身議員】

定刻でございますが、総理は遅れて見えられるということですので、ただいまから第18回総合科学技術会議を開会いたします。

今回は、臨時議員といたしまして外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛庁長官、経済財政政策担当大臣、防災担当大臣にも御参加をお願いしております。なお、外務大臣及び厚生労働大臣につきましては副大臣が御出席されております。

(6) その他

【尾身議員】

最初に第17回本会議の議事録についてでございますが、既にチェックしていただいておりますので本会議終了後、公表することといたします。

また、本日の資料につきましては資料の5-2「平成13年度科学技術の振興に関する年次報告」を除きましてすべて公表することとしたいと存じます。

(5) 「平成13年度科学技術の振興に関する年次報告」について

【尾身議員】

それでは、議題5の「平成13年度科学技術の振興に関する年次報告」についてから始めたいと考えております。遠山文部科学大臣から御説明をお願いいたします。

【遠山議員】

お手元に資料5-2といたしまして、分厚い資料でございますが、「平成13年度科学技術の振興に関する年次報告(案)」が届いていると思います。

この年次報告は科学技術基本法第8条の規定に基づきまして、政府が科学技術に関して

講じた施策について取りまとめ、毎年国会に提出している報告書でございます。ごく簡単に申し上げたいと思いますが、本年次報告は目次を開いていただきますとわかりませんが、3部構成となっております。

第1部が、毎年テーマを決めて分析を行っている章です。本年は現下の経済状況にかんがみまして「知による新時代の社会経済の創造に向けて」と題しまして、新たな知識や技術が新たな経済価値を生み出すという活動を意味するいわゆるイノベーションについて紹介いたしますとともに、それに関しまして日本の現状を分析し、今後の在り方の検討に資するものとしたしております。

第2部は研究者数、それから研究開発投資などの統計データによりまして、我が国の科学技術活動を外観いたしております。

第3部が、科学技術の振興に関して講じた施策となっております、昨年度の政府の施策を取りまとめております。

第1部につきましては、今年が目玉でございますけれども、日本が大競争時代に生き残っていきますためには、1つは科学技術による成果を基に日本の独自性を発揮した知識集約型の製品やサービスを市場に連続的に送り出すことが大事である、2番目には、そのために産業界、大学、政府等が効率的なシステムを構築することが重要であるということの認識を示しております。

そのための科学技術システムの在り方といたしまして、国際競争力があって持続可能な発展ができる国を目指して、5項目について現状分析と問題把握を行っております。5項目といたしますのが産学官連携の強化、ベンチャー企業促進、地域の特性を生かした新たな価値の創造、それから知的財産の戦略的活用と、基礎研究と人材についてでございます。

締めくくりといたしまして、国立研究機関の独法化でありますとか、あるいは国立大学の法人化などの改革によりまして機動的な組織運営が可能となりますなど、知の生産拠点の活性化が期待されていること、今後経済を活性化していくためにはこれらに加えて社会制度の在り方など、一層幅広い観点からの総合的な取り組みが必要であることを指摘いたしております。

文部科学省といたしましては、この年次報告で分析いたしました内容を踏まえて、科学技術の成果を社会経済の活性化につなげていけるよう、今後とも必要な施策を推進してまいります。以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。それでは、総合科学技術会議としてこの報告を了承す

ることとしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

【尾身議員】

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 国際熱核融合実験炉 (ITER) 計画について

【尾身議員】

次に、議題1の「国際熱核融合実験炉計画について」に入ります。ITER計画につきましては、最新の海外情勢も踏まえ、私と有識者議員の皆様で今後のITER計画の進め方について原案を取りまとめました。井村議員から御説明をお願いいたします。

【井村議員】

資料1-1をごらんいただきたいと思います。ただいま尾身大臣からお話がありましたように、関係者国の状況の把握、それから経費確保等の分析を行った上で、ITERが国家的に重要な研究開発であるということで、これを推進することといたしました。

まず第1に日本で最適なサイト候補地を選定するということになりました。これにつきましては後で尾身大臣からお話がございます。

それから、参加極間の経費分担については、すべての参加極が一定規模以上の貢献を行う中で、経済規模を反映したものとすべきであるということを決めました。最終的な参加ないし誘致は政府間協議の推移や国内外の情勢の進展を踏まえ、費用対効果を考慮しつつ決定することが適当であるという結論でございます。

なお、ITER計画の推進に当たりまして5つの留意事項をまとめました。

まず第1は、所要経費については第二期科学技術基本計画を踏まえつつ、他の科学技術上の重要政策に影響を及ぼすことがないように、既存の施策の重点化、効率化を図り、原子力分野の予算の範囲内で確保すること。

2番目に、厳密な計画の管理と適切な評価を継続して行い、必要に応じて見直しを行う

こと。

3番目に、国内の核融合研究については重点化、効率化を図りつつ、ITER計画と有機的に連携する体制を構築すること。

4番目に、誘致する場合には安全性の確保と放射化物の処理について周辺住民への説明や放射化物の処理費用の必要十分な積立ても含め、十全に対応すること。

5番目に、核融合エネルギーの実用化に向けた研究開発を加速する論議があり、50年ではなくて30年ぐらいで実用化を目指そうという、いわゆるファーストトラックという提案が現在なされているところであります。その関係で材料開発が大変重要になりますので、これを目指した国際共同研究計画が具体化する可能性もあります。以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。ただいまの御説明の中での最適なサイト候補地についてでございますが、これはなかなか難しい問題もございまして、自民党の核融合エネルギー推進議員連盟の森会長に取りまとめ役をお願いをいたしまして、森会長に各方面の御意見を聞いていただいた結果、総合的に勘案して青森県六ヶ所村を候補地とするのが適当であるという結論をいただき、本日小泉総理に報告をしていただきました。私及び文部科学大臣、経済産業大臣と一緒にその報告を聞かせていただきましたが、その結果としてこの地点を候補地とするということで、実質的に総理の御了承をいただきましたので、その方向で決定をさせていただきたい。具体的な手続きにつきましては、今後この科学技術会議の先ほどの井村議員の説明にございました内容が御了承いただけるならば、これを正式の手続きをして進めたいと考えている次第でございます。何か御発言がございましたらどうぞ。

【植竹議員代理】

ITER計画につきましては、外務省といたしましても、ITERの共同実施協定の策定に向け、尽力しているところでございます。サイト誘致につきましては、昨年6月にカナダが誘致を表明しており、EUにおきましてもフランス、スペインへの誘致表明を近く行うものと予想しております。これらの候補地はいずれも有力でありまして、サイト選定では厳しい競争が予想されます。外務省といたしましても、協定策定に向け、今後とも引き続き最大限の努力を行うとともに、我が国への誘致を視野に、文部科学省を支援してまいりたいと考えております。以上です。

【遠山議員】

先ほど尾身大臣の方からお話ございましたように、候補地が1か所に絞られてまいりました。私どもといたしましては、この候補地を提示いたしまして政府間協議に臨み、国内誘致を視野に入れて今、外務大臣の方からもしっかりした支援のごあいさつもございましたので力を尽くしたいと思うわけでございます。

I T E R計画は科学技術の重点4分野に並ぶ重要な計画でございますので、政府全体としての取り組みを是非ともお願いしたいと考えます。

【塩川議員】

井村先生の御説明があったものは良く整理されており、私たちも全面的にこれを推進していきたいと思っております。そこで蛇足でございますけれども、いつも言っていることで申し訳ないのですが、申し上げさせてもらいたいと思えます。

第二期科学技術基本計画というのは、この予算が実は非常に苦しくなっているということを御承知いただきたいと思えます。それは、3.5%の経済成長を17年まで続けるであろうということが前提になっておりますので、その点をひとつ御承知いただきたい。

それから、この計画を進めるについて日本の国のメリットは何だということが正確に、そしてわかりやすく国民に説明できるようにしていただきたい。そのことが、この2ページ目の4番目の問題に関係してきて国民の理解を得るといふ、これは非常に大事だと思えますので、その点を是非ひとつよろしくお願いしておきたいと思っております。経費の分担について、私たちも十分考慮いたしますけれども、経済成長との関係があるんだということだけ、ひとつ御了承いただきたいと思っております。

【井村議員】

国際的にも非常に今、盛り上がってきて、何とか次の世代のエネルギーとしてこの核融合を実現しようという空気になってきています。そういう意味でファーストトラックを30年ぐらいで実用化を目指すという研究がこれから議論されることになると思えますが、エネルギー資源小国の日本としてはやはりできるだけ力を尽くす必要があるのではないかと考えております。

ただ、国民への理解は大変重要な問題でありまして、これはまた文部科学省を中心にいろいろ御努力をしていただくつもりであります。

【尾身議員】

貴重な御意見をありがとうございました。それでは、ITER計画につきましては原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

【尾身議員】

それでは、原案どおり決定をし、内閣総理大臣及び関係大臣に意見具申をいたします。関係閣僚の皆様におかれましては、本日の決定に沿いまして閣議了解などの対応をよろしくお願い申し上げます。

(2) 今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について

【尾身議員】

次に、議題2の「今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について」に入らせていただきます。昨年10月から宇宙開発利用専門調査会におきまして調査検討を進めていただきましたが、骨子案が取りまとまりましたので桑原議員から説明をお願いいたします。

【桑原議員】

それでは、資料2で御説明をいたします。

まず1ページ目の2段目でございますが、我が国の宇宙開発利用は研究開発中心の時代から、国際競争力の強化や利用の拡大を通じて国民生活の質の向上に展開すべき時代に入ったとの基本認識を持っております。

2ページを開いていただきまして「目標と方針」でございます。一番上の段の中ほどからですが、我が国の国際的地位、存立基盤を確保するため、諸外国における状況を踏まえつつ、我が国は人工衛星とロケットを必要なときに独自に宇宙空間に打ち上げられる能力を将来にわたって維持するということを基本方針として設定をいたしております。

そこで最下段ですが、今後10年間程度を見通して宇宙開発のめり張りの効いた重点化と、国民に恩恵をもたらす宇宙利用の戦略的な拡大を図るべしとしております。

3 ページに移りまして、その際、民間でできることは民間でという方針の下で、確立した技術につきましては速やかに、かつ積極的に民間に移転していくということを基本としたいということであります。

次に、同ページの2項の「宇宙開発利用の戦略」についてですが、分野別に書いてございます。まず(1)項の人工衛星ですが、重点分野を3つに絞ろうということです。1つは安全の確保、安全保障、危機管理を含めて、もう一つが情報通信・測位、この中では準天頂衛星システムの開発整備を官民の連携の下に推進することを提案しております。

次のページにいきまして、人工衛星の3番目の重点項目が地球観測監視です。

それから次の項、でございますが、宇宙ステーションにつきましては日本の実験棟につきましては諸外国との協議を踏まえつつ、確実に打ち上げることが必要でございますが、優先順位に応じた使用計画の見直しを行い、実験棟の運用、利用に要する費用を中心に大幅な削減に努めるべしということを述べております。

次に の宇宙利用についてであります。これは戦略的な拡大を行うことが必要という認識でございます。分野は情報通信、交通、それから一番の下の行にあります資源探査、農林水産利用、国土管理などの分野でございます。各府省の積極的な取り組みを期待しております。

次に輸送系でございますけれども、後に述べますように基本的には民間にできるものは移管ということの前提の中で、政府の人工衛星の打上げには国産ロケットを優先的に使用していこう。また、我が国の民間が上げる人工衛星につきましても国産ロケットの使用を奨励していこうということをうたいながら、H-Aのロケットにつきましては標準型は徹底して信頼性の向上に努め、民間へ移管をする。以降の開発につきましては、増強型を行う場合には民間主体で開発する方向、また新しい型式の将来の輸送系を開発する場合には政府において研究開発する方向ということで、新しい官民体制で効率的な開発を図るべしとしております。

6 ページでございますが、中小型のロケットにつきましては基本的に民間に移管していこうということです。

同じページの4項、「長期を見据えた基礎的・基盤的研究開発」についてですが、一番下段の2行に書いてあります将来有人宇宙活動が予想されますけれども、これにつきましてはこの10年間、我が国は独自の計画を入れておりません。したがって、国際協力を通じて、次のページにまたがりますけれども、技術の蓄積を確実に推進すべきことをうたっております。

5項、「今後の検討体制」ですが、総合科学技術会議は我が国全体を俯瞰して、民間企

業の活動も含めて宇宙開発利用の取り組みの基本について、宇宙開発委員会とも連携をとりつつ、引き続き検討、フォローしてまいりたいと思っております。以上です。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御意見等がございましたらお願いします。

【平沼議員】

簡潔に3点だけ申し上げたいと思います。

我が国の宇宙産業が、技術的キャッチアップの段階から産業化の段階に移行しつつあるという基本認識を持たせていただいています。それで、報告書の骨子案がH-Aの民間移管や準天頂衛星システムの開発など、産業競争力の強化に向けた取り組みの必要性を盛り込んでいるということを経済産業省としては評価をさせていただきたいと思います。

また、H-Aロケットを成功裏に開発をし、民間移管が可能となるまでこぎ着けました文部科学省と宇宙開発事業団の御努力を私は評価をしたいと思います。以上、3点でございます。

【片山議員】

宇宙開発の中でも情報通信分野、通信衛星、放送衛星等の開発に見られるように、大変成功した例ではなからうかと思っております。通信総合研究所、宇宙開発事業団、NTT、NHK等が連携して研究開発を行い、その成果は衛星通信の利用や衛星放送の受信という形で広く国民に還元されております。総務省としましては、今後ともお話がございました準天頂衛星や超高速インターネット衛星の研究開発、打ち上げなどを文部科学省や民間企業と連携して推進してまいりたいと考えております。

【遠山議員】

文部科学省といたしましては、宇宙開発についての政策の企画立案を始めといたしまして、具体的な業務の責務を負っております立場から、宇宙開発委員会におきまして総合科学技術会議と連携しながら今後のロケット、衛星、国際宇宙ステーション計画について具体的プロジェクトの評価を行い、我が国全体の長期的視点も視野に入れた重点的な開発戦略の策定作業を進めております。

それで、ちょうど現在進めております宇宙3機関の統合準備におきましては、その結果

を踏まえて事業の重点を図りますとともに、日本の宇宙航空科学技術を先導する機関としてその機能を強化する必要があるかと考えております。このことに関連いたしましては、現在関連する機関のみならず、関係省庁の機関のトップの方々あるいは企業の方々からの意見も伺うことによって検討を進めているところでございます。

それから、民営化の話が出ておりましたのでそのことについて御報告いたしましたけれども、H - A ロケットがお陰様で2機打上げに成功いたしまして、技術としては国際水準に達したところでございますが、できるだけこれをもっと信頼性の高いものにしていくということをやりますのと同時に、可能な限り早い時期に民営化を図ることが今後の課題と考えております。そのようなこともありまして、ちょうど本日文部科学省、宇宙開発事業団、それから三菱重工株式会社等の関係者から成ります民営化作業チームを設置したところでございまして、ここを中心にいたしましてH - A ロケットの民営化に向けた諸課題、製造責任の一元化とか受注営業体制の強化などを含めた諸課題を整理検討することにいたしたいと思っております。

それから1つお礼でございますけれども、今回おまとめいただきました報告書におきまして、宇宙開発にかかる所要資金の拡大ということについて方向性を出していただいたことについて大変意義深いと考えております。ありがとうございました。

【村井議員】

ただいま桑原議員から御説明いただきましたこの骨子案でございます。この3ページ目に、人工衛星につきまして安全の確保、安全保障、危機管理ということが書いてございますけれども、ともすれば人工衛星によっていわゆる軍事的な意味での情報を収集するというところに比重がかかったように受け止められる可能性がございますけれども、実際問題として例えば地震が起きたときの災害の状況、あるいは洪水が起きたときの災害の状況など、衛星を通じましてかなり把握できるような技術水準の向上が見られます。この辺りを書くことが、国民の理解を得る上でも非常にまた効果があるのではないかと。そういう意味で、表現の問題でございますけれども、是非御配慮をお願いできればありがたいと思っております。以上です。

【塩川議員】

桑原先生、この6ページ目の民間主導による小型ロケットの開発、これは何か具体的に考えておられるんですか。

【桑原議員】

具体的に動き始めております。それで、5行目に書いてありますように、従来国がやっておりましたM-V、例のペンシルロケットの後継になっている機器ですね。これは、ここに書いてありますようにいずれ完成した段階で中止しまして、民間へ移管することも含めて民間へ中小型は移していこうと思っております。

【塩川議員】

中小企業がここへ参入する機会が非常に多いものですから、これを進めていただいたら大分助かると思います。

【桑原議員】

周辺企業としてですね。わかりました。

【尾身議員】

それでは、貴重な意見をどうもありがとうございました。本日の御意見も踏まえまして、引き続き宇宙開発利用専門調査会におきまして調査検討を進め、6月には最終案を取りまとめたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 科学技術システム改革について

【尾身議員】

次に、議題3の「科学技術システム改革について」に入ります。知的財産戦略、産学官の連携の推進、競争的資金制度改革につきまして、それぞれ専門調査会プロジェクトチームを中心に調査検討を進めていただいておりますので、まとめて井村議員から御説明をお願いいたします。

【井村議員】

科学技術システム改革は、第二期科学技術基本計画の重要な政策の柱でございます。幾つもの問題がありますが、現在検討しております3つの課題につきまして御報告をいたし

ます。

まず、資料の3 - 1をごらんいただきたいと思います。知的財産戦略につきましては総理が主催しておられます戦略会議がありますけれども、その戦略会議で決定される知的財産戦略大綱に反映していただくために、科学技術推進の観点から総合科学技術会議で検討したものが3 - 1でございます。まず、今後の知的財産戦略の方向は従来よりも戦略的、積極的なものであるべきであるということを考えて、4つのパートに分けて議論を行いました。

第1は「国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用」、第1ページでございます。例えば、研究者への十分な還元を図った上での権利の機関所属、日本版バイ・ドール条項のすべての研究開発制度への適用拡大、知的財産情報の活用、特許費用の予算拡充等が必要であると考えます。

第2は、技術革新のスピードと国際競争が特に激しいライフサイエンス分野、情報通信分野のような「先端技術分野における知的財産の保護と活用」を2ページにまとめております。これについては、審査基準や権利の保護についての機動的な制度設計が必要であります。

第3に国際的に通用する「知的財産関連人材の育成」が重要でありまして、理工系学生等への知的財産教育の充実、法科大学院におけるこの分野の人材の育成等が必要であろうと思います。

第4は「関連基盤の整備」でありまして、3ページに書いております。的確、迅速な特許審査の推進、特許関連訴訟の充実、迅速化等を指摘しております。

最後に4ページでございますけれども、各研究機関において知的財産に関して取り組むべき10の事項をまとめております。日本の研究機関は今までこういうことに余り関心がありませんでしたので、今後こういった10の事項を参考にして是非いろいろな施策を大学等で進めていただきたいと考えます。

2番目に産学官連携の推進であります。資料の3 - 2をごらんいただきたいと思います。昨年8月以来検討を重ね、11月に中間取りまとめをいたしました。それから、11月の産学官連携サミットを始め、地域産学官サミットで発表していろいろの意見を伺いました。その後、検討を加えて資料3 - 2にまとめております。

基本的な考え方としては、産業界と大学とがそれぞれの立場を尊重しつつ連携することで、経済活性化と研究開発の充実が図られ、両方ともが活性化をしていくことが重要であるということを述べておりまして、4つのパートに分けて議論をしております。

は産学官連携の形態別の方策でありまして、2ページから4ページにかけて書いてお

ります。産学官連携部門を大学等に設置すること、契約業務の柔軟、迅速な対応が必要であること、中小企業と大学との連携の促進をすること、スムーズな技術移転、あるいは大学発ベンチャーの創出を推進することなどでございます。大学発ベンチャーの推進に関しては4ページ目に資金調達の円滑化の箇所ではいわゆるエンジェル税制について現行制度の運用の評価も行いつつ、制度の一層の充実を検討すべきであるという考えを述べております。

5ページは、地域科学技術振興に関して記述しております。現在、地方公共団体から国立大学や独立行政法人等への寄附について、地方財政再建促進特別措置法によって禁じられておりますが、これを一定の要件の下に可能にすることを検討すべきであると記載しております。私はかつて国立大学協会長を務めておりましたが、そのときにも特に地方の国立大学からこれについて大変多くの要望が出されてまいりました。今後、地域の科学技術振興を強化するためには、地域の国立大学あるいは公立大学等と地方自治体の一層の密接な連携が必要であります。したがって、この措置は是非必要であろうと考えております。

それから、5ページから7ページにかけては産学官連携基盤の構築に関して記述しております。6ページ目に私立大学での研究開発の推進のため、学校法人に対する寄附税制を米国並みに見直すこと、また産学官の人材交流の活性化のために大学のいわゆる純血主義と言われるものを排して、人事の流動化を促進することなどが重要であろうと考えており、今後一層これについて検討を進めることが重要であろうと思います。

それから、3番目の課題は資料3-3をごらんいただきたいと思いますが、競争的資金制度であります。競争資金は、研究者の発想に基づいて研究を推進するものであり、大学等に競争的環境を形成する上に極めて重要なものであり、プロジェクトで検討をしてまいりました。それについて、4つの事項を中心に審議を行っております。

第1は「競争的な研究開発環境を実現するための制度的枠組みの検討」で、2ページの1の(1)にありますように、競争的な研究開発環境をつくるため、競争資金から研究従事者の人件費を充当するということにつきましても、今後検討をしていく必要があると思っております。

次は「競争資金の効果的・効率的配分」で、3ページの2をごらんいただきたいと思いますが、価値の高い研究開発に競争資金が配分されるよう、資金の配分方式と配分方針の明確化、それから従来日本ではグループ研究が多かったわけですが、不必要なグループ研究は排除して研究者個人の責任を明確化するとともに、資金の適正化をしていくことが必要である。それから、研究開発が円滑に実施できるよう、競争資金の弾力的運用を是非できるようにしたいと考えております。

第3は「若手研究者の自立性の向上」でありまして、4ページの3の(2)をごらんください。若手研究者の自立を促すために、研究資金から大学院生等の研究者への報酬を出すことも検討を進めております。

なお、研究従事者の人件費の充当や、大学院学生を研究者として取り扱うことは、大学改革とも密接に関係するものでありますので、そういうことと調整をしながら今後検討を進めたいと思っております。

第4は「公正で透明性の高い評価システムの確立」で、5ページの4では、公正な評価システムの確立のためにいわゆるプログラスマネージャーと呼ばれる人を入れる必要があるのではないかということ述べています。すなわち研究歴のある立派な業績のある研究者が入って研究費の配分をしていくということは諸外国ではすべて行われているのですが、今までの日本では実施されておりました。しかし、これを推進する必要があると思っております。

資料3-4でございますが、これは平成13年度総合科学技術会議が策定した指針に基づいて関係府省がいろいろの取り組みをしていただきましたので、それを整理してまとめております。今後とも積極的な取り組みがなされるよう、引き続き総合科学技術会議としてフォローアップをしていく予定であります。

【尾身議員】

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして御意見等がございましたら。

【遠山議員】

2点について申し上げたいと思います。

産学官連携の推進につきましては、大学の研究者の自由な発想による創造的な研究が基本でありまして、その上で大学と産業界がお互いに立場を尊重しながら、両者にとってプラスとなるパートナーシップを両立させていく、確立することが大事でございます。その意味で、井村議員が御報告いただきました基本認識について私どもも賛同するところでございます。文部科学省におきまして、これまでも大学を核とした産学官連携に着実に努めてまいったところでございますが、今後も今回のまとめ案を参考にしながら積極的に取り組みたいと思っておりますし、本年3月の国立大学の法人化に関する報告書の中でも、産学官連携の推進は重要な施策として位置づけられているところでございます。

これに関連しまして、総務大臣にも恐縮でございますが、今お話にありました例の地方

における国立大学等に対する寄附は是非とも枠組みとしておつくりいただきたい。つまり、それを使って実際にその寄附をするかどうかはそれぞれの地方地自治体のイニシアチブと、それからその内容によると思うわけでございますけれども、これは是非ともお願いしたい。それによって、それぞれの大学の研究開発能力というものが更に発揮できるわけでございますし、地域への貢献もできると考えております。

それから理化学研究所、それから科学技術振興事業団、海洋科学技術センターの3法人につきましては、既に現在の法の対象外として取り扱われておりますが、独法化後におきましてもこの法律の対象外とされる必要があると考えております。

それから、インプリーディングに関する考え方は私ども大変賛成でございますし、これまでもこういうことについて大いに各大学に自主性を促してまいったわけでございますが、もとより各大学がその責任に基づいて行うべきものでございまして、一律の数値目標を画一的に押し付けるのはどうかなというふうに考えるわけでございます。

もう一点でございますが、競争的資金につきまして報告案の内容は競争的資金の研究者の person 費への充当など、大学の人事や組織運営の在り方など、競争的資金改革というだけではなくて、井村議員からもお触れいただきましたように、より広く大学改革の視点から議論すべき論点も含まれていると思います。今回の議論も参考にしながら、文部科学省の責任におきまして大学改革の作業を着実に進めてまいりたいと考えております。

【片山議員】

今、井村議員からもお話があり、遠山大臣からもお話がありました地方団体が国立大学等に寄附をする。これは、なぜ地方財政再建特別措置法があるかといいますと、国と地方の財政秩序を守るといことなのです。本来、国が出さなければいけないものを、国が少しけちるわけではありませんが、余り出さないでというものを地方が出すようなことをやると、今の国と地方の財政秩序は乱れるわけで、それを気にしているんですね。したがって、まず遠山大臣が頑張っていたら、塩川大臣も後押しをして、国立大学の研究費を増やして、関係のあれを増やしていくというのが筋なのです。

ただ、そうは言いましても地方団体の連携は必要ですから、地域における産学官連携は私も必要だと思っておりますので、例えば共同研究だとか委託研究だとか、あるいは対価を得るようなものについては私は広げていってもいいのではなからうかと思っておりますが、何でも寄附してくれと、これは法律の趣旨から言ったらお断りせざるを得ないということをお大変悲しく思っております。

それから、税の方で投資家税制ですね。投資した時点で減税しようと、昔から議論があ

るのですが、これがなかなか税の理屈では通らないんです。投資できる余力がある。お金持ちが投資する。そこで税金をまけるということは、ストレートにはなかなか理解できない。それから私立大学に対するいろいろな寄附、これもいつも税の中では議論されてきて、拡充してきています。ただ、これが不十分かどうかという議論があるので、私は検討の対象にすればいいと思いますけれども、いずれにせよ成案を得る段階で意見を言わせていただきます。以上であります。

【塩川議員】

地方団体の方でもっと金を出せということは私はよく聞くのですけれども、駅弁大学がもっとしっかりとやはり研究に取り組んでくれないと、地方団体もそれだけのメリットがあるのかどうかということを計算しますから、駅弁大学はこの際もっとしっかりとやってもらうように、ひとつお願いしたい。そうすれば、それだけのメリットが出てくるのならば国としても考えようがあるし、地方団体も考えようがあるでしょうが、そこら辺が非常にまだ出てこないのが残念に思っています。東京大学とか京都大学とか、有名大学に集中し過ぎていると思いますので、そこら辺を一回学界としても考えていただくようにしてもらいたいと思います。

それから2番目の問題で、私立大学の研究寄附金のことをよく言われますけれども、実態は本当に寒心に耐えないような状態なんです。といいますのは、特増資金の寄附金などでも枠が余ってしまっているんです。使い切っていないんです。それから、一般寄附などでも半分も使っていないですね。ですから、子どもがおもちゃが欲しいようにやんやと言いますけれども、実際は余り使っていないんです。だから、そういう点も学界の方で、もっと寄附金をしっかり使えと。特に特増などを使うのは特定の大学だけですね。一般大学は使わないものだからこうなるんです。一般寄附金などでもそうでした、実際は半分も使っていないんです。そこら辺をおもちゃを欲しがる前に、自分たちが持っているものを使うことを考えていただくようお願いしたいと思います。遠山さん、どうぞひとつこの点、よく言ってください。

【遠山議員】

今の点でございましたら、先ほどの地方における寄附の件も、それから今の件も、私は仕組みとしてはやはり弾力化していく必要があると思います。それをどのように使いこなしていくかというのが、まさに大学人のこれから努力の成果を見るべきことではないかと思えます。

【片山議員】

委託研究、共同ならばいいですよ。

【遠山議員】

委託研究、共同研究では目的が達せられないものがございます。時間節約のため、詳しくは申しませんが、よろしく願いいたします。

【片山議員】

そこは詳しく言わないとだめです。ただ、金出せ、寄附しろじゃだめです。

【尾身議員】

今、3大臣の方から御意見がいろいろございましたが、地方公共団体から国立大学への寄附については、昭和29年の法律で原則禁止ということになってはいますが、実は地方公共団体と国立大学の協力関係が非常に強くなって、地域の活性のためにはどうしても地元の国立大学をもうちょっとしっかりしてもらいたい。そのためには、地方の例えば知事さんとか県とかは寄附したいというふうに思っているんだけど、この法律でできない。それから、地方の国立大学の方は寄附をもらいたいと思っているんだけど、この法律でできないということで、産学官連携サミットを各地方でやりましたときに、これが実は各地方で大合唱になっております。

もちろん一定の条件下ということはどういう条件を付けるかは別として、それは必要だと思いますが、もうちょっとこの規制を緩和して、やはり地方の時代ですから、そういう自主性に応じたことは是非やらせていただきたいということで、また片山大臣ともよく御相談をさせていただきます。

【片山議員】

それは、尾身さんに会ったときはそういうことを言っているんです。私に会うときは別のことを言っているんです。だから、それは分野の人もありますし、それが大合唱なんかではありません。

【尾身議員】

例えば自治省出身の知事さんでも、昔はいざ知らず、今は是非頼むと言っていて、

そういう要望が両方からありますから、是非御検討を、またよく相談させていただきますが、お願いをいたしたいと思います。

それから、今の財務大臣の私立大学の寄附の問題ですが、主としてある個人が資産を持っていて、例えば熱海に別荘を持っていて、それを寄附したいと思うときに、昔1億円で買った別荘が今は10億円になっていると、その10億円をぼんと寄附しようと思うと、土地の値段が上がった9億円についての税金を自分で払わないと寄附できないというみなし所得課税という制度があって、このために例えば遺産相続などの場合に寄附することが非常に現実に難しいということになって、アメリカとの格差が非常についている。ですから、その結果として基金を持っていないために私立大学の経済基盤が非常に弱くて、科学技術の方まで私立大学の研究が及ばないということになっていきますので、これは科学技術政策の観点からも是非私立大学に対する寄附をアメリカ並みにしていただきたい。

【塩川議員】

それは寄附の仕方でしょう。寄附の仕方によってそういう評価をされるときと、それから全く違うときとあるんですから、寄附の仕方だと思いますよ。

【尾身議員】

企業が寄附するのではなくて、個人が個人財産を寄附するときに、みなし所得課税というので、その所得分の税金を先に払ってからでなければ寄附できないんです。上がった分だけの税金ですね。だから、9億円分の税金を払うともものすごく取られてしまうから、それならば寄附しない方がいいということになってしまうんです。

それから投資の税制なのですが、これは大学発ベンチャーとかということを考えて、いろいろとこのベンチャー企業を育てようというときに、ベンチャーですから資本金を出資で集めたいと思っても、なかなか出資をしてくれる人がいないという中で、イギリス辺りはそういうベンチャー企業に出資したときには税額控除で20%ぐらいしてくれるという制度があって、そのためにいわゆる個人金融資産が大学だけでなくベンチャーに非常に投資されているということがありますので、日本の個人資産を大学だけでなくベンチャーに投資するためにこれは非常にいい制度だと思いますので、イギリス並みの制度を是非、つくりたいというのが科学技術を進める上からも必要だということで、これももちろん税制ですからよく検討しますが、よろしく願いいたします。

【平沼議員】

今は投資に対しては結果に対しての税制上の優遇がありますけれども、投資段階でないためにインセンティブがないわけです。ですから、アメリカはやはり一連のベンチャーを起こして黄金の90年代を迎えたというプロパテント政策に代表されるような、そういう軌跡を我々はたどりますと、やはり1,400兆円も個人金融資産がありますから、そこが動くようにすれば、税収はその段階で非常に失われるという感じがしますが、結果的には大きな果実をつみ取ることはできるわけですから、私は今、尾身大臣が言われたことに賛成でございます。

【塩川議員】

そうですね。研究開発資金を私たちも減税で何かしたいと思います。

【尾身議員】

井村議員、何かございますか。

【井村議員】

大体、尾身大臣がおっしゃったとおりで、地財法につきましては、今、地域にいろいろなクラスターがつくられておりますが、そういう土地を地方自治体が持っているときに、そこへ大学が建物を建ててほしいという要望が出て、今の場合にはそれができないわけですね。

【片山議員】

国から買ってもらえばいいんです。国と地方の責任分野というものを分けているんだから、そこを見直さないで金だけ出せというのはなかなか通りませんよ。

【井村議員】

土地を貸してもらえればいいんですけれども、それを借りるためにもやはりかなりのお金が要るんです。

【片山議員】

いろいろなケースがあると思うので運用を弾力化すればいいんだけれども、本来国が出す責任のあるものが、それをおろそかにしておいて地方団体に負担転嫁ということでもな

いけれども、出せというのは、なかなかそれは通らない。ゆとりがあれば別ですよ。

【井村議員】

それは大学が要求するのではなくて、地方自治体がむしろそういうことを望んでいる場合が多いわけです。

【片山議員】

それが必ずしも正確かどうかということです。先生方にはそうだろうけれども。

【井村議員】

それはいろいろお調べいただきたいと思いますが、現実にはそういうケースを幾つか知っております。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

今、規制緩和改革の中で経済特区とか、あるいは農水省にも農業特区というものを今、考えてもらっているんです。井村先生は大学と病院と研究開発機関、この規制緩和によって神戸の復興に大変お骨折りいただいているということを伺っているのですが、大学を中心とした知的特区というのは考えられないですか。産学官、今言った地方とか国の縄張りということではなくて、この知的の大学関係、大学の敷地は地方へ行けば広いんです。

教育特区というか、教育だけではないですね。学園都市でもいい。そういう大学を中心とした大学研究開発機関、病院、学生も参加できるような地域のいろいろなものがあります。市街化地域の特区、そういう農業特区、経営特区だけではなくて知的というか、そういう特区的な考えで産学官の連携をもっと生かすような。

【井村議員】

検討をさせていただきたいと思います。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

特に井村先生の今までの経験を生かして。

【井村議員】

神戸市におきましては、神戸市の持っている土地を利用して理化学研究所の研究センタ

一、それから神戸市が財団をつくって行う研究センターをつくっております。それ以外に、我々としては神戸大学もそこに一部インキュベーターを出していただきたいと思いますっておりますが、これは先ほどの地財法と少し絡んでくるわけです。それから、そういうところにいろいろな大学から研究者が集まる仕組みを現在作りつつあるわけです。そこでどういう特区にさせていただければそれが一層発展するかどうかということは今、総理から伺ったばかりでございますので少し検討をしてみたいと思っております。そういうものがあちこちに今、できつつありますので、そういうクラスターが発展するのにはどういう規制緩和が必要かとか、そういうことを検討します。

【片山議員】

規制緩和ではないでしょう。

【井村議員】

規制緩和も含めて。

【尾身議員】

ただいま総理から大変ありがたいお言葉をいただきましたが、ただいまのいろいろな御意見も踏まえまして、引き続き専門調査会及びプロジェクトチームで調査検討を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中谷議員】

もう1点よろしいですか。防衛安全保障面の我が国の一般大学の研究の在り方でありまして、今まで長く目に見えない垣根みたいなものがありまして、研究とか人的交流もなかなか速やかにいっていない部分がありました。

しかし、情報通信とか宇宙・衛星とか、アメリカに比べると大変大きく立ち遅れていまして、日本は光ファイバーなどは家庭には引かれていますけれども、先般の不審船のときも写真の電送に数時間かかったというような現状でございますが、本来やはり国民の安全と国の安全保障の面で、是非こういう点におきましてもタブー視なく研究できる体制等を今後とも協力して総合的にやっていただきたいと思いますというふうをお願いいたします。

【尾身議員】

それでは、皆様の御意見も踏まえまして今後とも検討を進めさせていただきたいと思

ます。

(4) 平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針について

【尾身議員】

次に議題4の「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針について」に入ります。平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針につきましては、私と有識者議員を中心といたしまして重点分野推進戦略専門調査会、科学技術システム改革専門調査会等も活用しつつ検討を進めてまいりました。これまでの検討経緯及び方針の案につきましては、白川議員から御説明をお願いいたします。

【白川議員】

資料4-1に沿って説明をいたします。

まず「平成15年度に向けた基本的考え方」ですが、3点あります。世界最高水準の科学技術創造立国の実現を目指して、前年度からの施策の継続性を考慮しつつ、引き続き科学技術の戦略的重点化と科学技術システムの改革を行うことを基本的な考え方といたしました。また、最近の経済情勢にかんがみて、特に経済の活性化と産業競争力の強化を政策的要請として重視することにいたしました。更に、厳しい財政事情を踏まえて、真に重要な施策に研究開発資源を重点的に配分するために、施策の厳正な評価を徹底する。そのために必要な整理、合理化、削減を行うことが必要だと考えております。

次に「科学技術の戦略的重点化」について3点あります。

第1点は「基礎研究」の推進であります。科学技術というその豊かな果実を实らせるためには、太い幹とともに十分に地中に根を張らせる必要がある。その根というのはなかなか見えないかもしれないけれども、大きな幹を支える大切な部分です。研究者の自由な発想に基づいて実施される基礎研究を一層重視することにしますが、特に競争的資金の拡充を中心に、幅広い分野の基礎研究を多様性のある公正で透明な評価の下で推進することにいたします。

第2点は「国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化」ですが、これはライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料という科学技術基本計画で決定した

重点4分野についてであります。個々についてはお話する時間がありませんが、資料4 - 2の本文に列記をしてあります。例えば、環境分野における燃料電池開発等の温室効果ガス排出削減技術など、重点的に推進すべき事項を明確にいたしました。そのほかに、エネルギー等のその他の分野ですが、国の存立にとって基盤的で不可欠な領域を推進するという事です。

次に「分野融合領域への取組の強化」です。近年、数学、物理学、化学というような学問領域の枠を越えた分野がどんどん成長しています。従来の分野別施策を立体的にとらえて、分野の融合領域への取り組みを強化をする必要があります。

第3点は、「科学技術関係人材の育成・確保」ということで、分野融合領域に対応する人材、研究開発成果の知的財産化を支援する人材等の科学技術人材の育成・確保が重要です。

次に「経済活性化のための研究開発プロジェクトの推進」です。これは前回の総合科学技術会議でも、関係大臣から御説明があったところです。次代の産業基盤を構築するため、プロジェクトリーダーを中心に、産学官が協力して推進する研究開発プロジェクトを戦略的に同時並行的に立ち上げるということで、今後とも総合科学技術会議が中心となって各府省とともに具体的なプロジェクトの課題や推進体制の検討を進めていきます。

次に「科学技術システムの改革等」ですが、これについては先ほど井村議員から説明がありました競争的資金、産学官連携と大学改革、地域科学技術振興、それから知的財産の保護・活用についてです。それ以外については大学等の施設設備、公正で透明性の高い研究開発評価システムの改革、それから研究開発型特殊法人等の改革の円滑な推進について十分な考慮を図っていくということでありす。

「重点化及び整理、合理化、削減の進め方」であります。科学技術会議は概算要求の前後にわたって府省の枠を超えた効果的な取り組みがなされるように調整します。

最後に「科学技術に対する理解と学習の振興」ですが、これは国民に広く科学技術の知識とか役割を社会に普及させていくということが大切で、また学校教育を通じて科学技術に関する基礎知識が習得できるよう、教育内容の充実を図ります。以上です。

【尾身議員】

ありがとうございました。多少時間も押しているわけですが、御意見等がございましたらどうぞ。

【遠山議員】

総合科学技術会議としておまとめいただきましてこの方針が出されたわけですが、是非この会議とされましては、各省の行います施策の重点化を前提として、総合指令塔として日本の全体の視点からの構造改革を図って、科学技術創造立国にふさわしい予算等の確保に向けて努力をしていただきたいと思います。

我が省といたしましては、これまでも科学技術・学術審議会場で平成15年度の資源配分の方針に盛り込まれるべき事項について検討しておりまして、既にこの会議とも連絡を取らせていただいております。具体的には幾つかございますが、省略させていただきます。

当省としましては、科学技術及び経済活性化の問題につきましては特に力を入れて、大学等を核といたします産学官連携の推進、それから地域科学技術の振興等のシステムを積極的に推進したいと思いますし、またリファーされましたリーディング・プロジェクトにつきましては、目指す目標を明確にして基礎研究とも関連を持ちながら、短期的、中長期的に成果を生み出せるようなものについて精査をして、こちらの会議にお願いをしたいと思っております。以上でございます。

【大木議員】

予算等の重点事項として、今回新たに化学物質リスク総合管理技術研究及び地球規模水循環変動研究、この2つを加えていただいたわけですが、これは秋のヨハネスブルグの環境サミットでも取り上げられる問題でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、いよいよ京都議定書の承認が国会で間もなく行われると思っておりますが、その国内的な措置の一環としまして、前回もちょっとお話し申し上げましたが、バイオマス循環利用技術システムの開発が非常に重要であり、また適切かと思っておりますので、これについてもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【宮路議員代理】

ライフサイエンスの関係で3点お願ひしたいと思います。

1つ目は、ここで何回も議論されておりますが、治験の空洞化に対応しての体制の強化ということでございまして、医薬品や医療機器を他国に先駆けて実用化するために治験期間の半減化などを図っていきたく思いますので、この点をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目は、食の安全の関係であります。今後、リスク分析のシステムを導入していこう

ということになっておりまして、それに対応して食品や医薬品の安全性を確保するための検査、分析あるいはリスク評価のための技術の研究開発が重要であります。

3つ目は、難病対策であります。難病は50近くあるわけでありまして、その中で患者の方も現在約60万人を数えております。そして、その治療、予防対策がなかなか見出せないという大変な難病問題を抱えているわけでありまして、ゲノム関連技術など先端の科学技術を活用した難病対策のための研究開発をよろしくお願いしたい。その3点であります。

【武部議員】

前回の総合科学技術会議で、私から『「食」と「農」の再生プラン』に基づく今後の農林水産研究開発の方向の一端を述べたところでありますが、このプランの実施に不可欠な研究開発を戦略的・重点的に推進するために、特にライフサイエンス分野の研究として、食品の安全性確保のためのリスク分析やトレーサビリティ、プリオン病の発症機構の解明や生前診断技術の開発、また、イネゲノムに関しましてポストイネゲノム研究の推進、更には食料供給力の向上と日本ならではの食文化と地産地消の取り組みを推進するための現場に直結する高品質な農林水産物の開発等に取り組むことが重要だと考えておりまして、これらの点については、およそ今回の資源配分の方針案に基本的には盛り込まれておりますが、プリオン病の部分については、発現機構の解明に加えて、生前診断技術の開発も明確に位置付けていただくことが適切だと考えており、御配慮願いたいと思います。

【尾身議員】

それでは、貴重な御意見をどうもありがとうございました。本日の御意見も踏まえまして引き続き専門調査会を活用して検討を進めて、6月には取りまとめを行いたいと思います。

【尾身議員】

それでは、最後に総理から御発言をいただきたいと思います。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

I T E R計画について、今日先ほど関係閣僚、それから自民党の議連においていただきまして、なかなか抵抗もありましたけれども、やはり国内誘致を実現するためには1か所に絞った方がいいだろうということで青森の方に決まったわけでございます。今後、関係閣僚は全力を傾注しまして国内誘致に取り組んでいただきたいと思います。

また、今後の宇宙開発利用に関する取り組みの基本については、これまで長年努力してきたH - Aロケットの成功を受けて民間への移管を進める等、この方向で早急に具体化してほしいと思います。

また、平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針についてはめり張りの効いた方針の作成を是非ともお願いしたいと思います。戦略的な研究開発の推進と、科学技術システム全体の抜本改革に向けて、今後も御指導、御尽力をお願いしたいと思います。

お忙しいところ、今日はありがとうございました。

【尾身議員】

それでは、これで本日の会合を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 以 上 -